

浪江町農業委員会総会議事録 (令和7年7月定例会)

1 開催日時 令和7年7月22日(火) 午後1時30分から午後2時08分

2 開催場所 浪江町役場 大会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(欠)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(13人)

幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	松本 善郎
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	笠井 宏光
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	津島地区担当	今野 勝彦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	木幡 一郎
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	山田 勝広		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	高野 諭吉		
苅野地区担当	吉田 あや子		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	取り下げ	
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件		1 件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)		3 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)		1 件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件		

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長

それでは、只今より 7 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 13 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 1 番鈴木委員および 2 番松田委員にお願いいたします。

議案の審議に入る前に、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 について、申請人から取り下げの申し出があったため、事務局より議案の取扱いについて説明を求めます。

事務局

説明いたします。
本日審議を予定しておりました、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 について、申請人から「取下書」の提出があり、7 月 18 日付けで受理いたしました。よって、審議の必要がなくなったため、本議案は取り下げとなります。

議長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇〇委員及び〇〇推進委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(〇〇委員及び〇〇推進委員退席)

再開いたします。
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 12 ページ 読み上げ)

申請地の位置は、20、21 ページをご覧ください。
農地法第 7 版の 26、27 ページをご覧ください。
農地の種類は、東側の南北に広がる 10ha 以上の一団の農地と接続していますので、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は、原則転用が不許可となっておりますが、今回は農業用施設の設置となっており、不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。
一般基準の資力については、すでに農業用施設が設置されており資金調達が発生しないものです。農業用施設の設置経緯については、顛末書が提出されておりますので、議案書の 25 ページをご覧ください。
周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。
地域計画につきましては、議案書の 19 ページ上段の⑥行政庁の免許、許可、認可等の状況及び処分の見込みにおいて、申請受付時点では公告・縦覧中のため除外見込みでありましたが、7 月 3 日付けで除外の

許可がなされたことを事務局で確認しており、地域計画の達成に支障ありません。

本案件は、3,000 m²以下の農業用施設事業の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。

また、現地調査の写真については、【追加資料①】の1、2ページをご覧ください。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 申請人〇〇さんに7月14日に電話にて聞き取り調査を行いました。農事組合法人〇〇〇において、玉ねぎを生産しています。収穫した玉ねぎを自宅敷地内で乾燥していますが、乾燥場が不足することとなりました。また、敷地への進入路も畑をまたいで出入りしていたので、進入路を確保するため申請に至りました。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 7月16日に現地調査を致しました。地元推進委員の説明の通りで22ページ～23ページにあるように位置図と平面図の説明と転用について行政書士より説明がありました。25ページに顛末書が添付されていますが、現状を鑑みると特に問題がないことを確認してきました。以上報告致します。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第2号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第2号に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員及び〇〇推進委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員及び〇〇推進委員入室)

つづきまして、

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する審議の件 賃借権設定 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の26ページをご覧ください。

まず初めに、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番及び3番について表記に誤りがありました。

備考の「農業振興地域」が「農用地区域内農地」に訂正されました。訂正後の資料は【差替資料①】をご覧ください。

改めて説明いたします。(差替資料① 1番読み上げ)

申請地の位置は、議案書の37、38ページをご覧ください。

農地法第7版の26、27ページをご覧ください。

農地の種類は、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地は、原則転用が不許可となっておりますが、3年以内の一時転用となっております不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。

転用の期間については、議案書の32ページの中段に記載がある通り、許可日から9か月の計画となっております。

議案書の35ページをご覧ください。③転用行為の妨げとなる権利について、申請時点では同意状況が申請中となっております。【追加資料②】をご覧ください。請戸川土地改良区管理施設使用契約書、土地改良財産他目的使用承認書、同意書を追加で提出いただき、請戸川土地改良区の同意を得ていることが確認できるため、問題ありません。一般基準の資力については、預金通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。

土地利用計画図について、議案書の45、46ページをご覧ください。仮設道路、資材置き場、事務所、駐車場として利用する計画となっております。

地域計画につきましては、一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地域計画の達成に支障ありません。

本案件は、3,000㎡以下の一時転用の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。

また、現地調査の写真については、【追加資料①】の3、4ページをご覧ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、半谷推進委員が本身体調不良のため欠席しておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。7月14日に設定人〇〇さんから、7月15日に設定人〇〇さん、〇〇さん、被設定人〇〇〇から電話で聞き取り調査を行いました。〇〇〇担当者からは、ため池環境整備保全工事のため、資材置き場等として隣接農地の使用について協力を得ている。各設定人からは、問題がないと伺っています。半谷推進委員からも特段問題がないという見解です。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員

現地調査の際、〇〇〇から説明がありました。一時転用であり、池内の放射性物質の除去を目的とした資材置き場と作業用通路の設置のための申請です。38 ページにあるように現在 2.4m 幅員道路を大型車両が通行できるように鉄板敷 3m 幅員道路とするため申請しています。排水計画として、雨水は、自然浸透またはため池に排水する。復元方法としては、耕運し原型復旧することを確認しています。以上報告致します。

議長

事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 3 号 1 番に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 3 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する審議の件 賃借権設定 2 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(〇〇委員退席)

再開いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する審議の件 賃借権設定 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。【差替資料①】をご覧ください。(差替資料① 2 番読み上げ)

申請地の位置は、議案書の 58、59 ページをご覧ください。

農地法第 7 版の 26、27 ページをご覧ください。

農地の種類は、東側と南側に広がる 10ha 以上の一団の農地と接続していますので、第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則転用が不許可となっておりますが、本案件は申請地北側の宅地等で、馬を活用したコミュニティ創出活動や体験型事業の展開などを行っている一般社団法人〇〇〇が、地域住民と馬と自然が共生するための拠点づくりのために行うもので、そこに居住する者の業務上必要な施設という位置づけであり不許可の例外である集落接続事業に該当しますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。

土地利用計画図について、議案書の 60 ページをご覧ください。柵を設けた放牧場を整備する計画となっております。

地域計画につきましては、議案書の 56 ページ上段の⑥行政庁の免許、許可、認可等の状況及び処分の見込みにおいて、申請受付時点では公告・縦覧中のため除外見込みでありましたが、7 月 3 日付けで除外の許可がなされたことを事務局で確認しており、地域計画の達成に支障ありません。

本案件は 3,000 m²以下の集落接続事業ですので、当委員会が許可権者となります。

また、現地調査の写真については、【追加資料①】の 5 ページをご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 苅野地区担当の吉田です。
設定人〇〇さんとは、7 月 12 日に室原にて聞き取りを行いました。
〇〇さんは、一般社団法人〇〇〇に自宅と周りの農地を提供されていて、申請地が休耕しているので貸すことにしたそうです。
被設定人一般社団法人〇〇〇の代表理事〇〇さんとは、7 月 14 日に電話で確認を取りました。申請事業計画書の通り、馬のアクティビティ事業の拡大に伴い、馬の頭数の増加及び引退競走馬を預かり管理する預託事業を開始するということです。申請地は、放牧場の西側に隣接し、利便が良いことから選定したとのこと。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 3 番岡です。
現地調査を致しました。先程の説明の通り、馬を預かる預託事業を始めることになりました。雨水は、自然浸透。汚水は、発生しないことを確認しております。簡単ですが、以上です。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 3 号 2 番に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 3 号 2 番に原案のとおり承認を与

えます。

ここで〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
(〇〇委員入室)

つづきまして、
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する審議の件 賃借権設定 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。【差替資料①】をご覧ください。(差替資料① 3 番読み上げ)

申請地の位置は、議案書の 68、69 ページをご覧ください。
農地法第 7 版の 26、27 ページをご覧ください。
農地の種類は、農用地区域内農地に該当します。農用地区域内農地は、原則転用が不許可となっておりますが、3 年以内の一時転用となっておりますので、不許可の例外に該当するため、立地基準は問題ありません。
転用の期間については、議案書の 64 ページの中段に記載がある通り、許可日から 8 か月の計画となっております。
一般基準の資力については、預金通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。
周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。
土地利用計画図について、議案書の 70 ページをご覧ください。作業通路、転回ヤード、フレコンバック仮置き場として利用する計画となっております。
地域計画につきましては、一時転用の場合、地域計画を変更する必要はありませんので、地域計画の達成に支障ありません。
本案件は、3,000 ㎡以下の一時転用の事案ですので、当委員会が許可権者となっております。
また、現地調査の写真については、【追加資料①】の 6 ページをご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明ですが、半谷推進委員が本日体調不良のため欠席しておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より聴取の内容を説明いたします。7 月 14 日被設定人〇〇〇担当者と設定人〇〇さんから電話で聞き取りを行いました。
〇〇〇の担当者からは、申請内容の通り、ため池環境保全整備工事のための仮置き場等に使用するという事で〇〇さんには協力を頂いたということでした。
〇〇さんからは、特段問題はなく了承したとのことでした。

半谷推進委員からも問題はない案件であるという見解を伺っています。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 3番岡です。現地調査を致しました。先程の議案 賃借権設定1番の堤ノ上と同じくため池環境保全整備工事を目的として、申請地は、フレコンバックの仮置き場、泥土分離のための機材を設置します。排水は、既設排水溝に行い、農地への復元のために、土木シートを敷設し、その上に敷鉄板で養生します。使用後、耕運し原型復元します。

議長 事務局、地元推進員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第3号3番に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第3号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する審議の件 使用貸借権設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書74ページ読み上げ)

申請地の位置は、82、83ページをご覧ください。

農地法第7版の26、27ページをご覧ください。

農地の種類は、北東に広がる10ha以上の一団の農地と接続していますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則転用ができませんが、本案件は転用に係る部分の敷地面積が既存の施設面積の2分の1を超えないもので、既存施設の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備する不許可の例外である既存施設拡充事業に該当しますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

周辺農地への影響ですが、排水や日照等、特段問題がないと考えられます。

土地利用計画図について、議案書の84、85ページをご覧ください。

当該地を駐車場として利用する計画となっております。

地域計画につきましては、議案書の81ページ上段の⑥行政庁の免許、許可、認可等の状況及び処分の見込みにおいて、申請受付時点では公告・縦覧中のため除外見込みでありましたが、7月3日付けで除外の

許可がなされたことを事務局で確認しており、地域計画の達成に支障ありません。

議案書の 89 ページをご覧ください。こちらは、木々の伐採及び一部整地されている状況についての顛末書になりますが、7 月 16 日に実施した現地調査において、隣接農地を適切に管理する旨を顛末書に追記するようにとの指摘がありました。【差替資料②】をご覧ください。指摘された事項について、3. 違反転用に至る経緯及び理由等の最後に一文が追加された顛末書の差替資料が提出されております。

本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

また、現地調査の写真については、【追加資料①】の 7 ページをご覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

吉田推進委員 荻野地区担当の吉田です。
〇〇さんとは 7 月 14 日に電話で確認を取りました。〇〇さんは、〇〇の〇〇であり、震災後、帰還困難区域となり荒れてしまった〇〇を、申請書の通り現在改修しています。申請地は、隣接している農地ではありますが、駐車場として利用したいとのことでした。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

岡委員 現地調査を致しました。先程の説明の通りです。〇〇の既存の〇〇が広くて、アスファルト工事を終えたばかりでした。行政書士さんの話によると、申請地を含めると〇台の車が駐車できるとのことです。82～88 ページの位置図、平面図、89～92 ページの顛末書、顛末書現況写真が添付されています。81 ページは雨水の排水計画があります。追加資料の顛末書については、先程の事務局の説明の通りです。以上報告致します。

議長 事務局、地元推進員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 4 号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 4 号に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書 93 ページ※地区名、地区ごとの合計筆数、合計面積のみ読み上げ)

95 ページが酒田地区、98 ページが加倉地区、101 ページが北棚塩地区、104 ページが南棚塩地区の概要となっております。

なお、各要件については事務局で問題ないことを確認しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 5 号に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。よって議案第 5 号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 7 月 22 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 08 分

議 長

議事録署名人 (1 番)

議事録署名人 (2 番)